

写

部内限

基発第 0228001 号

平成 19 年 2 月 28 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

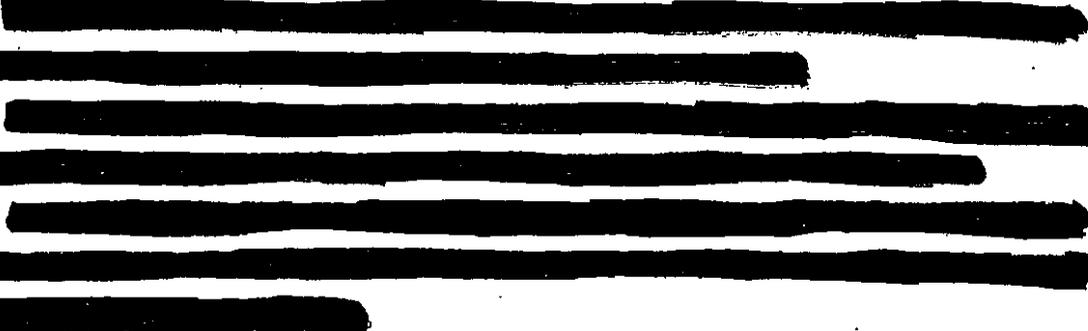
(公 印 省 略)

「安全衛生改善計画の運用について」の一部改正について

安全・衛生管理特別指導等については、昭和 47 年 9 月 22 日付け基発第 617 号「安全衛生改善計画の運用について」（昭和 51 年 2 月 24 日付け基発第 224 号及び昭和 52 年 3 月 28 日付け基発第 181 号をもって一部改正、以下「617 号通達」という。）の別添「安全・衛生管理特別指導等実施要綱」（以下「要綱」という。）に基づき運用しているところであるが、今般、第三次産業の全産業に占める労働災害の割合が増加傾向にあること、労働安全衛生法が改正され、危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置（以下「危険性又は有害性等の調査等」という。）の実施が努力義務化されたこと等に伴い、要綱を別添のとおり改正したので、その運用に遺憾のなきを期されたい。

なお、617 号通達の記を下記のとおり改める。

記

1 

2 

[REDACTED]

3

[REDACTED]

[REDACTED]

4

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

(別添)

安全・衛生管理特別指導等実施要綱

1 趣旨

労働安全衛生法に定める安全衛生改善計画の円滑な運用を図るため、
を指定し、安全衛生改善計画の作成を指示するとともに、継続的な安全衛生に係る指導を行い、適切にリスクを低減させるための措置を実施し、安全衛生管理水準の向上を期することとする。

2 対象事業場の指定

対象事業場は、
あつて次の基準に該当するものうちから都道府県労働局長（以下「局長」という。）が選定し、指定するものとする。

なお、
を指定するものとする。

(1) 「安全管理特別指導事業場」として指定するもの
次のいずれかに該当する事業場から選定すること。

ア
を指定するものとする。

イ
を指定するものとする。

ウ
を指定するものとする。

(2) 「衛生管理特別指導事業場」として指定するもの
次のいずれかに該当する事業場から選定すること。

ア
を指定するものとする。

イ
を指定するものとする。

ウ
を指定するものとする。

エ

- (3) 「安全管理指定事業場又は衛生管理指定事業場」として指定するもの（事案により安全衛生管理指定事業場として差し支えない。）

次のいずれかに該当する事業場を選定すること。

ア

イ

3 指定事業場数

安全管理特別指導事業場及び衛生管理特別指導事業場の指定数については、

とする。

4 指定期間等

安全管理特別指導事業場及び衛生管理特別指導事業場の指定期間については、

とするが、

差し支えないこととする。なお、これら事業場については、

また、安全管理指定事業場又は衛生管理指定事業場については、

5 改善計画作成の指示及び個別指導又は監督指導

安全管理特別指導事業場又は衛生管理特別指導事業場に対する対策は、おおむね次の順序により実施するものとする。

(1) 指定事業場の決定

労働基準監督署（以下「署」という。）は

局は、

(2) 安全衛生改善計画作成指示書の作成

局は、報告等に基づき、安全衛生改善計画作成指示書（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）様式第19号。以下「指示書」という。）を

なお、指示書の作成に際しては次の点に留意すること。

ア 「改善措置を講ずべき事項」欄には、
[redacted]
[redacted]

イ 「その他の事項」欄には、①改善計画の作成のためあらかじめ、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、安全管理士、衛生管理士、その他の専門家（以下「労働安全・衛生コンサルタント等」という。）による十分な診断指導を受けさせることとする場合にはその旨を、②改善計画の作成又は実行の段階で、当該事業場と局署間の連絡を特に密接にする必要があつて連絡責任者の選任を要請するときは、その旨を記載すること。

ウ 「備考1」の改善計画作成期間は、
[redacted]
[redacted]

その他指示内容は簡潔にして要を得たものとし、改善計画の作成に際して、いたずらに繁雑になることのないように配慮すること。

エ [redacted]
[redacted]
[redacted]

この場合、危険性又は有害性等の調査等を既に実施している事業場に対しては、
[redacted] 危険性又は有害性等の調査を
未実施又は実施しているが危険性又は有害性の特定について全ての作業を網羅して
いない等、実施内容が不十分と認められる事業場に対しては、
[redacted]
[redacted]
[redacted]

(3) 集団指導の実施及び指示書の交付

局は [redacted] 事業場の責任ある者を集め、次の点に留意し説明を行うとともに、指示書を交付すること。

ア 本制度及び指定の趣旨を十分に理解させるとともに、労働災害防止に成果を上げた最近の実例を具体的に紹介する等の方法により各事業場が自主的に改善策を樹立推進しようとする意欲を促すこと。

イ 危険性又は有害性等の調査等の実施に関しては、その実施内容である危険性又は有害性の特定、リスクの見積り、リスク低減措置内容の検討及びリスク低減措置の実施について十分説明を行うこと。

ウ 改善計画の作成、危険性又は有害性等の調査等の実施については、労働安全・衛生コンサルタント等の活用を勧奨すること。

(4) 改善計画の作成指導

ア 指示書の交付後、局又は署において、資料の提供、相談に応ずる等のほか、必要に応じて、産業安全専門官若しくは労働衛生専門官（以下「専門官」という。）等による指導又は労働安全・衛生コンサルタント等による診断指導を勧奨すること。

イ 改善計画の作成の指導においては、危険性又は有害性等の調査等を既に実施している事業場に対しては、

[Redacted]

また、危険性又は有害性等の調査を実施していない事業場又は実施しているが危険性又は有害性の特定について全ての作業を網羅していない等、実施内容が不十分な事業場に対しては、

[Redacted]

(5) 改善計画の受理及び検討

安全衛生改善計画書は労働基準監督署長を経由して2通提出させることとし

局は、提出された改善計画の内容が指示事項に沿って具体化されているかどうかを検討し、

(6) 改善計画実施段階における個別指導等

改善計画受理後の個別指導等は、次の諸点に留意して実施すること。

ア [Redacted]

[Redacted]

イ [Redacted]

ウ [Redacted]

エ [Redacted]

オ [Redacted]

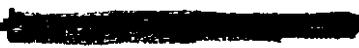
[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

カ
キ
ク
ケ
コ

6 安全管理指定事業場、衛生管理指定事業場及び安全衛生管理指定事業場に対する対策

前記5 (3) の記載事項のうち、を除く。)を準用し、実情に応じ適宜選択して実施すること。

7 安全衛生改善計画の内容

改善計画の計画事項には、次の(1)から(3)までに掲げる施設、安全衛生教育、安全衛生管理体制に関する事項等リスク低減措置になり得るもののほか、労働災害の防止と職場環境の快適化を目的とし又はこれに寄与し得るすべての対策が含まれるものとする。なお、改善計画においては、次のア～エの事項を明確にするものとする。

また、改善措置の実施に当たっては、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」又は「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」に示すリスク低減措置の優先順位を考慮すること。

改善計画の提出までに具体的なリスク低減措置を決定できない場合には、危険性又

は有害性等の調査の実施の計画及びその結果に基づくリスク低減措置の実施の計画を改善計画に記述することで足りること。

ア 改善を計画する具体的事項（以下「改善計画事項」という。）

イ 改善計画事項ごとに、これが労働災害防止に寄与し得る理由(直接的に労働災害防止を目的とする事項についてはこの限りでないこと。)

ウ 改善計画事項ごとの計画完了予定年月

エ 改善計画の実施に当たって問題となる事項その他参考となる事項

(1) 施設等に関する事項に含まれるものの概要

ア 生産、荷役、運搬、掘削用等の機械、電気設備、化学設備、炉その他の設備装置についての改修、代替（老朽機械、不安全機械の安全機械への代替等）、新設等の措置（以下、改修、代替、新設等の措置を単に「措置」という。）

イ 機械設備等の安全装置、防護設備についての措置

ウ 保護具、防具類、標識等の整備のための措置

エ 用具、工具等の安全化のための措置

オ 仮設機材等の安全化のための措置

カ 通路、階段、作業床等の安全化のための措置

キ 高温、低温、騒音の環境改善又は防護のための措置

ク 建物又は機械設備の運転室等の温度、湿度、照明、換気等一般環境改善のための措置

ケ 有害性の低い原材料への変更、有害物に係る機械、設備、建物等の局排、換気等の措置及び当該有害物の用後処理施設についての措置

コ 運搬方法の改善のための機械、設備、通路等の整備又は荷姿の改善等のための措置

サ 工法の改善に伴う機械設備の整備のための措置

シ 機械、設備、建物等の配置に係る措置

ス 上記各号の実施に必要な土地、建物についての措置（事業場の移転を含む。）

セ 次の(2)及び(3)に関する施設についての措置

(2) 安全衛生教育に関する事項に含まれるものの概要

ア 作業標準の設定及びその具体的実施のための訓練等の方策

イ 中間管理職、作業主任者、職長、新規雇入労働者、作業内容の変更を行った労働者に対する安全衛生教育及び特別の教育等の方策

ウ 安全衛生教育訓練に必要な視聴覚教育設備、教育用機材、教室、実習場等の整備のための措置

(3) 安全衛生管理体制に関する事項に含まれるものの概要

ア 安全衛生管理規程の整備の方策

イ 総括安全衛生管理者の職務の明確化、安全管理者、衛生管理者等の増員、配置

換え、安全衛生担当部門の充実等を含む安全衛生管理組織の整備の方策

ウ 安全衛生委員会の付議事項の明確化及び活動の活性化の方策

エ 施設管理、作業管理の徹底のための点検制度、作業巡視制度等の整備の方策

オ 作業環境測定の実施に関する体制の充実方策

カ 労働災害調査及びその防止対策樹立に関する体制の充実方策

キ 適正配置推進のための機材の整備、検査、配置換え等の実施方策

ク 健康管理に係る体制整備等の方策

ケ 安全衛生に関する意識高揚等のための改善提案制度、ツールボックスミーティング、表彰制度、その他の対策の実施方策

8 報告

報告例規に定めるところにより実施するものとする。